

## 最低賃金引き上げ 北海道は 26 円目安

中央最低賃金審議会は、2019 年度の地域別最低賃金の目安について、全国平均で 27 円引き上げとすることを決めました。最低賃金の目安を時給で示すようになった 2002 年度以降、最大の上げ幅となっています。北海道は 26 円の引き上げ目安としており、このまま反映されれば北海道の最低賃金は現在の 835 円から 861 円となり、大きな引き上げとなります。政府が最低賃金の引き上げに力を入れる背景には、正規社員と非正規社員の賃金格差を縮める狙いがあります。

## 副業の残業時間管理、柔軟に 厚労省方針

厚生労働省は、副業・兼業をする人の労働時間について、従業員の健康確保を前提に、単月 100 時間未満を上限とする残業規制などを柔軟に適用する方針を示しました。6 月の規制改革推進会議で副業・兼業の推進が盛り込まれたことに対応します。

労働基準法では複数の職場で働く人の労働時間は通算すると規定しています。規制改革会議の答申には「労働時間の把握、通算に関する現行制度の適切な見直し」が盛り込まれ、多様な働き方に合わせ、制度の見直しを求めています。現在労基法では法定労働時間を 1 日 8 時間、週 40 時間と定めており、これを超えた場合には割増賃金を支払う必要がありますが、この仕組みについても見直しを検討します。現在は通算した法定労働時間を超えた場合には、副業側の事業主が割増賃金を支払う必要があります。通算せず事業主ごとに支払いを義務付けるなど、実態に合った制度設計を求めます。

## ヤマハ発動機子会社が未払い 残業代 1600 万円

ヤマハ発動機の子会社で、熊本県八代市のヤマハ熊本プロダクツが残業代など超過勤務手当の計算を誤り、少なくとも平成 29 年から 2 年間、退職者を含む社員約 190 人に計約 1600 万円を支払っていなかったことが分かりました。労働基準法に基づき、時効で請求権が消滅していない 2 年間の未払い分を支払います。

同社によりますと、未払いだったのは製造ラインに交代制で勤務する人や、親会社へ出向している人らの残業代など手当の一部で労基法では、基本給や各種手当を含む総月収に基づき超過勤務手当を支払うべきところを、総月収に一部の手当を含めず算出していました。

## 手当格差、二審も「違法」 井関農機グループ 2 社

正社員と同じ業務で手当や賞与に格差があるのは違法だとして、井関農機(松山市)のグループ会社 2 社の契約社員計 5 人が会社側に差額の支給などを求めた訴訟 2 件の控訴審判決で、高松高裁は、一審に続き手当の不支給を違法と認め、5 人分の計約 300 万円の支払いを命じました。賞与の格差については一審同様、違法性を否定しました。

判決理由で裁判長は、一審松山地裁判決を踏襲し、業務内容に大きな相違はなく、住宅手当や家族手当などの支払い基準は明確に定められていると指摘し、契約社員との理由での不支給は、労働契約法 20 条で禁じる不合理な待遇格差に当たるとしました。その一方で賞与の支給については「使用者の裁量によるもので、正社員に手厚くすることは相応の合理性がある」と判断しました。



- 旭岳（東川町） -

## ◆ ご存知ですか？ ◆ 【マタハラ（マタニティハラスメント）】

「マタハラ」とは、マタニティハラスメントの略で、働く女性が妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味する言葉です。マタハラは「セクハラ」、「パワハラ」とともに、働く女性を悩ませる3大ハラスメントの1つとされており、事業主は男女雇用機会均等法等によりマタハラを防止するために必要な措置を講じることが義務づけられています。2015年に厚労省が発表した調査では、正社員の5人に1人、派遣社員の2人に1人がマタハラ被害を受けたという結果が出ています。

## 事務所より

6月から7月にかけて涼しい日が続き、5月の猛暑で十勝の夏は終わったのではという声も聞かれましたが、やはりここに来て十勝も夏らしい猛暑に見舞われています。気温だけで言えば本州方面と同レベルの気温を記録しており、それに関しては毎年のことのように、それほど驚かなくなりました。ただ、ここ最近の北海道の暑さは以前のようなカラッとした暑さではなく、本州方面と同様のジメジメとした湿気のある暑さに移行しているような気がします。気温自体もそうですが、湿気が高い暑さは更に体に堪えますね。猛暑対策を徹底し、熱中症等には気をつけたいものですね。

人材紹介サービス等を運営するエン・ジャパンは、35歳以上を対象とした「副業（パラレルキャリア）」実態調査結果を発表しました。今後の働き方について、「副業をしたい」（68%）、「起業したい」（14%）、「本業1本で定年まで勤めたい」（13%）との結果が出ており、副業に対する関心の高さが浮き彫りとなりました。その一方で、副業をしている人は24%にとどまり、副業をしていない理由は、「会社が副業を禁止している」（50%）、「どう始めていいかわからない」（39%）、「本業が忙しく時間がない」（33%）などとなっています。会社において人材確保を考える中で副業に対する会社の考え方にも柔軟性を持たせることが必要かと思いますが、無条件に認めるのではなく、一定のルールを決めた上で副業を認める仕組みを作ることが重要かと思います。

## 業 務 内 容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

ここ数年、北海道においても夏場に熱中症による体調不良で労災の申し立て件数が増える傾向にあります。建設業や農業、警備業等の外仕事が主な業種はもちろんですが、室内で行う業種においても人手不足も相まって熱中症と思われる症状で体調不良を訴える事案が発生しています。適度な休憩と水分補給に気を配り、健康状態に配慮することが熱中症防止において重要かと思います。

